

自主防災組織の結成と活動の進め方

広げよう助け合いの輪 高めよう防災力



草津市観光マスコットキャラクター「たび丸」
湖南広域消防局キャラクター「ライくん」&「レイちゃん」

土手の花見の防災・・・

みなさんは、なぜ、川の土手に多くの桜が植えられているのか知っていますか？

実は、冬になると川の土手には霜柱が立ち、護岸が痛んでしまっ、梅雨時分になると川が溢れ出すということがありました。

「どうにか、春先に土手を固めて、護岸対策ができないか。」と考えたとき、「そうだ、桜を植えて、みんなで花見をすれば、多くの人が川の土手を踏み固めて強くなる。」というのです。もちろん、他にも理由があるのですが、このお話は、花見をする多くの人が、知らず知らずにやっていることが、実は防災につながっているということです。

お祭りや運動会など地域の行事が盛んなところは、災害にとっても強いと言われます。

この桜のように、人と人のふれあいが、その絆を深め、まちを強くします。

まずは、お祭りから・・・、地域行事の中に、防災や減災の隠し味を忍ばせておけば、立派な防災訓練です。皆さんで楽しみながら、息長く続けること、そして、そのために、まずはやってみることが大切です。

草津市役所
総合政策部危機管理課

湖南広域消防局
西消防署・南消防署
(連絡先は、裏表紙を御参照ください。)

はじめに

本書は、阪神淡路大震災以降、それまでの初期消火を目的とした自衛消防隊にかわって、大災害を想定した「防災型」の自主防災組織作りを行うために作成した「自主防災組織の結成の進め方」をもとに、現在行っている災害時要援護者登録制度や、各種防災訓練・講座の内容を追加するなどして、自主防災活動の参考としていただきたく、まとめたものです。

大災害は、必ず起こりますし、誰にも防ぐことはできませんが、日頃から備えることによって、被害を減らすことができます。

市では、例年以上に、災害に強いまちづくりを進めます。来るべきその日に備え、各地域においても、取り組みを進めていただきますようお願いします。

草津市危機管理課

目次

・ 災害に強いまちをつくるステップ ワン・ツー・スリー	3
・ 自主防災組織結成の進め方	4
・ 自主防災組織編成例	8
・ 自主防災組織の活動例	9
・ 自主防災組織設置届	13
・ 町内会自主防災会規約（例）	14
・ 自主防災組織台帳	17
・ 防火防災訓練実施計画書	19

災害に強いまちをつくるステップ ワン・ツー・スリー

ステップ1 仲間づくりのステップ

災害につよいまちは、地域の行事が盛んで、住民同士の“絆”が強いまちです。

まずは、お祭り、もちつき大会、運動会など、地域の子どもからお年寄りまで楽しめる行事をうまく利用することから始めましょう。

まつりの実行委員会は、災害時には、災害対策本部になるでしょうし、機械の操作が得意な人や、怪我の手当てができる人など、隠れた人材の発掘もできます。一人暮らしの高齢者を誘って、コミュニケーションができれば、いざというときの安否確認や、避難支援もスムーズです。

ステップ2 組織づくりのステップ

ステップ2では、地域でやってきた行事に、隠し味をきかせて、防災に役立つ体験を組み合わせます。人間、聞いたことは忘れても、やったことは記憶に残ります。運動会にバケツリレーや毛布担架競争を入れたり、お祭りで水消火器的当てゲームをしたり、多くの人に体験してもらえらる企画をやりま。家に帰って、消火器、今日は消防に借りたけど、家にないね。火事になったらどうして消すの？なんて、家族や地域で話せたら最高です。

夏祭り消火器的当てゲーム



毛布担架搬送競争

ステップ3 自主防災組織として・・・ 自立へのステップ

少し前に作った防災組織、補助金もらうためにやったけど、実際何も機能していない。毎年役員が変わるので進まない。と悩んでいる方もおられるはず。

市や消防では、各種訓練・講座などの出前を行っています。

自主防災組織を考えるきっかけに、災害図上訓練をしたり、実技で初期消火や放水訓練をやったり、最後は、シナリオレス総合防災訓練で次々と与えられる課題にチャレンジしたり、自主防災組織の重要性をみんなで考えま。



ホースを握って放水してみる！



正しい方法でバケツリレーを実践！

かまどベンチで炊き出し



ステップ4 主体的組織を目指して・・・ 確立へのステップ

実際に災害が起こったら、自分たちは、地域はどうすればいいのでしょうか？それぞれに役割分担を決めておき、その任務に応じて行動すればきっと大切なものが守れます。また、そのことを自覚することで各家庭でも、備えが進みます。本書にある資料を参考に、自分たちのまちにあった自主防災組織をつくりま。既に組織を結成されている町内会は、訓練や設備の充実を目指しま。

自主防災組織結成の進め方

自主防災組織 結成の手順

結成についての話し合い

町内会や自治会の役員などで、自主防災組織の結成について話し合う。

草津市役所や湖南広域消防局西消防署または南消防署の担当職員に組織の必要性や、他の組織の活動状況などについての説明・助言をもらうと、結成の合意が得られやすいでしょう。

町内会や自治会の総会で、結成案を議題とし、 討議・可決する。

☆ 町内会や自治会をベースにした場合でもいくつかのタイプが考えられます。どれが自分の地域の実情にあっているか検討してみましょう。

☆ 会則(規約)・組織(役員や班編成)・活動計画を総会や役員会など、あらかじめ定められた方法で議決します。

市担当課(危機管理課)に設置の届出をする。

☆ 提出書類・・・ 自主防災組織設置届 [様式あり]
添付書類 自主防災組織会則(規約)
自主防災組織図
自主防災組織台帳 [様式あり]

活動を開始する。

あらかじめ無理のない年間事業計画を作り、これに基づき活動を開始する。

草津市では、住民が自主的に防災活動の推進を図り、コミュニティの振興を図ることを目的に自主防災組織の届出をしている町内会等に毎年度、組織の運営事業補助(定額)と防災用備品(別に定める小型動力ポンプ、消火栓器具、消火器、法被、ジャンパー、腕章、ヘルメットなど)の購入経費の一部補助制度があります。また草津市で推奨するかまどベンチも製作経費の一部補助があります。

自主防災組織のタイプ（町内会などをベースにしたもの）

	重複型	下部組織型	別組織型
タイプ	町内会などの代表者や役員が自主防災組織の代表者、役員を兼ねる。	町内会などの下に独自の代表者、役員をもつ自主防災部門（〇〇町内会防災部会など）をつくり、その部門を自主防災組織とする。	町内会などが中心となって、町内会とは別個に自主防災組織を結成する。
長所	組織づくりが容易。活動を継続しやすい。		
	住民にとって組織の仕組みが分かりやすい。	会長以外の役員の負担が軽い。 経験が蓄積され専門性が高まる。 活動の独自性を発揮しやすい。	役員全体の負担が軽い。
短所	町内会の役員交代によって活動方針や熱意が変わることがある。		地域内に二人の長がいて、混乱が起こりやすい。

運営・活動にあたって気をつけておきたいポイント

1 組織の運営経費は、町内会予算で

組織に必要な経費については、組織単独で財源確保ができる場合を除き、町内会予算の枠組みの中で町内会の事業として位置付けて運営されるのが望ましい。

2 無理のない活動を

自主防災組織は、地域の方々が自主的に一体となって活動するものです。地域全体の合意により活動ができるように無理のない活動計画を立てましょう。

3 多くの人が参加できるように

防災というと、どうしても堅いイメージがあるために参加をためらう人がいると考えられます。義務感をともなった強制的な活動では長続きしません。活動を長く続けるためにも楽しく参加できるような工夫をしましょう。

草津市役所 〒 525-8588 草津市草津三丁目13番30号 電話 563-1234
(危機管理課) 直通 電話 561-2325

湖南広域消防局

西消防署 〒 525-0028 草津市上笠町477-1 電話 568-0119
南消防署 〒 525-0059 草津市野路9丁目1番46号 電話 564-4951

自分たちのまちは、自分たちで守りましょう。

<コラム> 山古志村、たった1日で全員避難の素晴らしさ

平成16年10月の新潟県中越地震では、各地で尊い命が失われましたが、その中で山古志村全員避難の見事さは、特筆に値するでしょう。

勿論、各防災機関の協力による救助、救出の素晴らしかったのですが、それ以上に素晴らしかったのは、村長さんの「2,168名の村民の内、5名が避難の説得に応ぜず残留する。その他には、行方不明者はいません！」との言葉でした。あのような非常事態下で極めて正確に状況を掌握できていたのです。

その秘密は、各集落で行政のお手伝いをしてもらっている区長さんでした。

普段から、住民の動向を完全に把握し、その情報が間違いなく村長さんの下に集まってくる！という仕組み、伝統が正に村を救ったのです。

これこそ、生きたコミュニケーション、そして、全員避難成功は地域コミュニケーションの勝利だったのではないのでしょうか。

都会では無理だよ。いえいえ、懐かしき故郷ほど親密なコミュニケーションは、一朝一夕には得られないでしょうが、日々の挨拶が街を救うかもしれませんよ。

さあ、今がスタートの時です。

(消防大学校教本引用)

自主防災組織とは？ 役割は？

阪神・淡路大震災のような大規模災害時には、建物の倒壊や火災、道路橋梁等の損壊が同時多発的に発生する他、電話の不通や電気・ガス・水道等ライフラインの使用不能等も発生し、消防機関等の活動が著しく制限されるなど対応の遅れが出る可能性があります。

このような中では、発災後、一定の間は、地域住民の一人ひとりが、「自分たちの地域と自らの命は、自分たちで守る」ことが必要で、そのためには、出火防止、初期消火、災害情報の収集伝達、避難誘導、被災者の救出救護、応急手当、給食給水の実施等、地域単位の自主的防災活動が求められます。

とりわけ、地域に住む高齢者等の要援護者への時宜を得た現場でのきめ細かい支援活動が必要になってきます。これらの役割を担う組織を「自主防災組織」と呼びます。あくまでも、地域住民が自主的な防災活動を行う組織です。

組織の名称には、「自衛消防隊」、「婦人消防隊」、「防災隊」、「自警団」、「自主防災会」などがあります。これらを総称して自主防災組織といいます。

災害の被害を軽減させる、つまり減災には、公共機関による救助・支援などの「公助」に加えて、地域住民相互による援助である「共助」と自らが自らを守るという意味での「自助」のそれぞれが必要です。

自主防災組織は、このうち「共助」のための中核の組織となるもので、「自助」を行う住民個人を直接・間接に支える地域における基盤・基礎となるものです。

巨大な災害時に減災を効果的に速やかに実施するためには、住民各自がばらばらに行動しては効果が少なく、場合によっては混乱をもたらすことさえあります。

地域としての防災力を最大限発揮するためには、何らかの形で組織だった活動が必要になります。

自主防災組織は、

- ① 平常時の役割
 - ② 災害時の役割
- の二つの役割を持ちます。

平常時には、予想される被害をできるだけ軽減させるような活動、つまり予防的活動を行うことが求められます。また、災害が発生したときに備え、地域防災力が最大限発揮できるような体制・状態を準備・用意するための活動を行います。

一方、災害時には、その時々状況に応じて、地域の減災のために初期消火、救出・救護、避難誘導などを行い、また、あらかじめ用意した様々な対策を機動的に行うことが役割となります。

自主防災活動に「こうしなければいけない」といった決まりごとはありません。それぞれ独自の活動方法や工夫があって当然です。

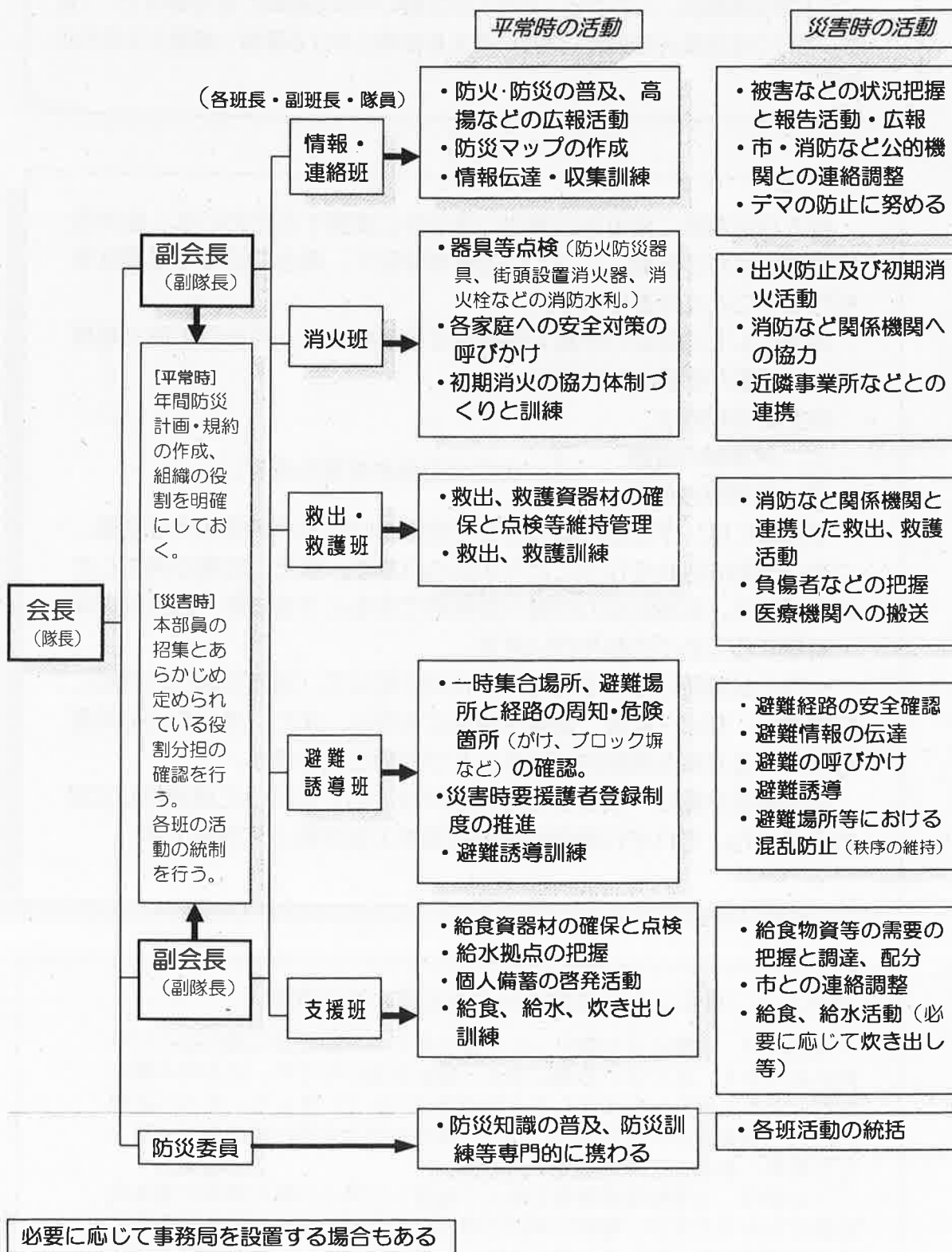
<コラム> 孤立した保育園に対する近隣の協力事例

過去には、地震により噴出した大量の地下水が保育園に流れ込んだ事例があります。水かさが急激に増え一面が泥海になる中、泣き叫ぶ園児を抱きかかえ保母たちは立ちすくみ途方にくれていました。そこへ近隣の住民や事業所の人たちがかけつけ、園児の救出や所在確認などに協力した結果、事なきを得たのです。

この例は、災害時要援護者を抱える施設と近隣との協力関係の重要性を教えるものですが、地域における自主防災組織の活動のあり方を考える上で示唆に富んだものと言えるでしょう。（消防大学校教本引用）

自主防災組織編成例

この表は、あくまでも一例であって各町内会の規模など実情にあった編成にしましょう。



自主防災組織の活動例（その1）

時 期	災害時の活動	災害時に備えた平常時の活動
災害発生直後	 [消火・出火防止活動] 1 初期消火の実施 2 出火防止の広報 ◇ 災害時の火の元確認、電源ブレーカーの遮断等の広報 ◇ 倒壊家屋などからの出火注意の広報	[消火機能を中心とした活動] 1 出火防止の指導と点検 ◇ 木造家屋や火気取り扱い施設などの確認 ◇ 住民の居住状況（昼間不在、高齢者世帯や障害者世帯など）の確認 ◇ 消火設備（消火器、消火用水、消火バケツなど）、通報設備（火災報知機、身近な電話）などの設置と点検 2 消火体制の整備、訓練の実施 ◇ 消火担当（昼間、夜間）の確認 ◇ 消火訓練の実施
消火・出火防止段階		
	[救出・救護活動] 救出・救護活動 ◇ 救出（在宅治療者等については医療機器や薬も忘れずに） ◇ 救出状況の確認（救出漏れの排除） ◇ 応急手当の実施 ◇ 救出結果、避難先等を市対策本部へ報告	[救出・救護機能を中心とした活動] 1 安全な住まい ◇ 家具の固定 ◇ 家具のない部屋での就寝など 2 救出・救護体制の整備、訓練の実施 ◇ 高齢者や要援護者の居住状況、救出時の注意事項や携行品（薬、医療機器など）の確認（要援護者個別プランの活用） ◇ 高齢者や要援護者の救出担当の確認、救出方法の検討（要援護者個別プランの活用） ◇ 救出訓練の実施（救出方法の実行と可能性の確認） ◇ 応急手当の習得及び訓練の実施
救出・救護段階		

阪神・淡路大震災時の体験談（救出）

次は、近くの医院に走る。半壊した中から聞き慣れた先生の声がする。「生きている。大丈夫だ。」二次災害を気遣いながら、窓から寝室へとたどり着いた。寝巻き姿の先生が落下した天井と家具の隙間に小さくなって、救助を待っていた。

この後、近所の人や見知らぬ人たちが徐々に集まりだし、救助の輪が広がり始めた。

商店街西端の布団店の人が生き埋めになっている、との連絡で至急現場へ向かった。どうやら、おじいさんと娘の2人が取り残されているようだ。倒壊した2階建ての家の中は、直径20センチ位の柱や張が入り混じり、前進できない。余震の続く中、ノコギリを使っでの救出活動を展開した。作業が進むにつれて、我々もいつ生き埋めになるかもしれないという不安が頭を過る。

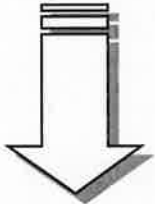
やっとのことで、2人に近づくことができた。こうして、たくさんの方が一丸となり、救出したのである。【消防団員】

神戸市消防局広報誌「雪」(1995年4月号)

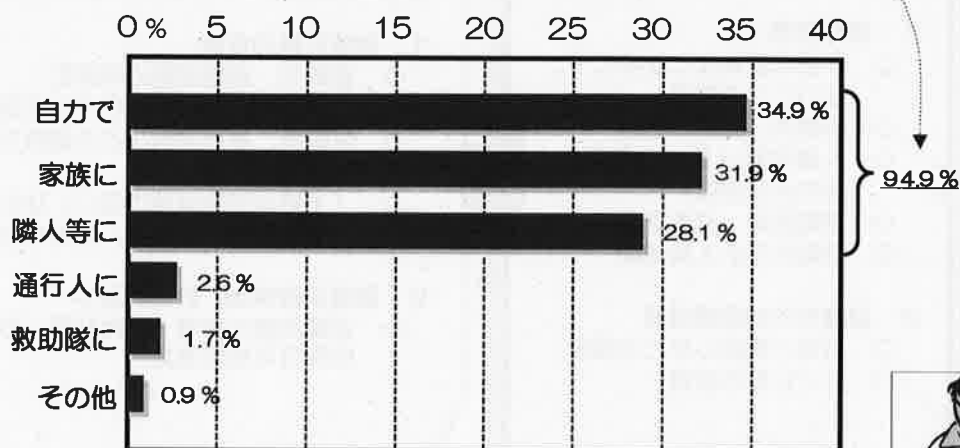
自主防災組織の活動例（その2）

時 期	災害時の活動	災害時に備えた平常時の活動
消火・出火 防止、救出 救護が一段 落した頃 組織的活動 の開始段階	↓ [自主防災組織管理統括活動] - 市対策本部との連絡、調整 - 各班統括、調整、指導 ◇ 各班の活動状況の把握 ◇ 応援要員等の調整 - 住民等の救出救護状況 ◇ 住民の安否確認 ◇ 避難状況の把握 ↓ [情報収集・広報活動] - 情報収集、伝達 ◇ 利用可能な情報機器・情報伝達ルートの確認、情報入手体制構築 ◇ 地域の被害情報収集 ◇ 避難勧告などの情報の収集 ◇ 地域の危険箇所の状況把握（自主防責任者への報告） ◇ 行政等からの情報の住民への伝達、自主防責任者の判断結果の住民への伝達 - パニック防止のための広報等 ◇ 行動レベルでの指示、広報 ◇ 行動目的、行動目標を明確にした指示と広報	[管理統括機能を中心とした活動] - 組織の構築、統括及び渉外 - 防災計画、災害時活動計画の策定 ◇ 防災計画、災害時活動計画の策定及び計画に沿った活動の牽引、統括 ◇ 各班の災害時活動計画の確認 ◇ 年間活動の評価、改善点の確認 - 組織各班の運営指導 ◇ 各班の活動目的の明確化 ◇ 各班の災害時活動計画の確認と調整 - 他機関との連絡調整、支援の申し合わせ・協定の締結 ◇ 行政や地域の団体、地元企業などとの調整や支援協定の締結 - 防災会議の開催 ◇ 住民や行政、地域の団体、企業等と地域防災活動を確認・調整 - 訓練計画の策定、実行統括 ◇ 訓練計画の策定及び訓練計画に沿った活動の牽引、統括 ◇ 災害補償制度など活動や訓練に関する手続き ◇ 訓練の評価、改善点の確認 [情報収集伝達機能を中心とした活動] - 防災知識の普及、意識の高揚・持続 ◇ 災害について考えるキッカケ作り ◇ 地震災害の特徴、災害時に起こりうる事態、注意すべき事項等の周知 - 地域の各種情報の把握 ◇ 市内一斉緊急放送、えふえむ草津、災害情報メール等による情報入手方法の確認 ◇ 災害情報の意味の確認、周知 ◇ 避難要否の判断基準等、災害情報を行動に結びつけるのに必要な事項の確認と明確化 ◇ 災害情報の共有化方法の検討、普及 ◇ 災害時広報のあり方の確認（パニック防止広報の方法など）
情報収集 広報活動 の開始段階		

自主防災組織の活動例（その3）

時 期	災害時の活動	災害時に備えた平常時の活動
周辺の状況が理解できた頃 避難 (避難が望ましい場合)	 [避難誘導] 1 避難誘導 ◇ 不要な荷物などを持たないことの徹底 ◇ 避難先、経路の宣言 ◇ 人員確認(人数、負傷者等の状況確認) ◇ 避難誘導・避難支援 ◇ 避難先での人員確認 2 避難先での環境整備 ◇ 敷物・目隠しなどの設営 ◇ トイレ等の設営	[避難誘導機能を中心とした活動] 1 避難計画の作成 ◇ 避難先、避難経路の明確化 ◇ 避難経路上の危険箇所等の把握 ◇ 高齢者、要援護者などの避難支援方法の検討、準備 ◇ 「不要な荷物は持たない」など避難時の注意事項の明確化、住民への徹底 2 避難訓練実施、計画見直し ◇ 避難訓練の実施（避難経路、方法などの実行可能性確認）
とりあえずの生活環境確保段階	 [物資調達、配分活動] 1 救助物資等の配分協力 ◇ 毛布など嵩張るものの受け入れ場所、配分場所の確保 ◇ 食料品・水の衛生管理、配分場所の確保 ◇ 配分方法の明確化、配分と協力 2 炊き出し、給水 ◇ 炊き出し場所の確保 ◇ 炊き出し時刻などの明確化 ◇ 配分	[物資調達機能を中心とした活動] 1 救助物資等の調達・配分計画の作成 ◇ 必要物資（内容、量）の想定、調達先候補の検討（行政など外部からの支援物資の受け取りと自主的な入手の両方がある） ◇ 配分方法の検討 ◇ 炊き出し体制、炊き出し場所などの検討 2 地域での共同備蓄 ◇ 共同備蓄対象品目の検討、備蓄方法、体制の検討 ◇ 備蓄品の入手・管理体制の検討 ◇ 地域共同備蓄の実施 3 非常食その他の家庭備蓄等の呼びかけ、支援 ◇ 備蓄品候補、備蓄方法、入手先等の案内

1995年1月17日に発生した「阪神・淡路大震災」では、救助された（自力で脱出を含む）の約95%は自力でまたは家族や隣人によって救助されています。



(社)日本火災学会「兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」



阪神・淡路大震災時の初期消火の実例

～ある自治会長の体験談より～

3丁目でも母子が生き埋めになり、亡くなられているというのも聞いていましたので、これらの方々の遺体を灰にしてはならないと、妻と一緒に大声で「バケツリレーに協力してください」と叫び続けました。

このバケツリレーは、誰が始めようと言ったのか分かりませんが、誰々というでもなく始まったように記憶しています。

また、2丁目に消火栓があったのですが、水が出ないのを知っていましたし、たまたま防火貯水槽があって、中に水があったので、バケツリレーができたように思います。

最初は少人数だった、このバケツリレーも私たちの呼びかけに応じてくださって、通行人や学生さん、中には焼け出された3丁目の方々までリレーの列に加わってくださいました。ですから、一番多いときで東西方向に50人、南北方向に50人の約100人の協力者があったと思います。

だんだん炎が迫ってきた時、母子が生き埋めになった家の南隣にある米穀倉庫の持ち主の方が「この倉庫の屋根を壊して下さってもいいですよ」と快く申し出てくださったので何人かでロープを掛けて、引きずり落としました。

この時ほど人の情けというものを感じたことはありません。

神戸市消防局広報誌「雪」(1995年4月号)

様式第1号（第2条関係）

令和 年 月 日

草津市長 様

町内会 _____

会 長 _____ 

自主防災組織設置届

当町内会では、コミュニティ防災組織づくりの一環として、 年 月 日付
けで自主防災組織を結成しましたので、草津市自主防災組織設置要綱第2条の規定に基
づき、次のとおり設置届を提出します。

記

- | | |
|-------------|----|
| 1 自主防災組織会則 | 別添 |
| 2 自主防災組織組織図 | 別添 |
| 3 自主防災組織台帳 | 別添 |

〇〇町内会自主防災会規約【例】（または、会則）

（名称）

第1条 この会は、〇〇町内会自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本会は、町内会住民がお互いに助け合い、自主的な防災活動を行うことで地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防火・防災に関する知識の普及と啓発に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
- (3) 防火・防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集、伝達並びに出火防止、初期消火・救出、救護、給食及び給水等応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材等の整備に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

（会員）

第4条 本会は、〇〇町内会にある世帯をもって構成する。

（役員）

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 会長 | ○ 人 |
| (2) 副会長 | ○ 人 |
| (3) 防災委員 | ○ 人 |
| (4) 班長 | ○ 人 |
| (5) 副班長 | ○ 人 |

2 役員は、会員の互選による。ただし、防災委員は、消防職員のOB及び消防団員のOBなどをもってその職をあてるものとし、会長が指名した者とする。

3 役員の任期は、防災委員は〇年、その他の者は、〇年とする。ただし、再任をすることができる。

(役員の責務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を統括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を行う。また、各班活動の指揮監督を行う。

3 防災委員は、副会長とともに会長を補佐し、各班の活動を統括し、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる。

4 班長は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたるほか、班活動の指示を行う。

5 副班長は、班長を補佐し、班長に事故あるときは、その職務を行う。

(会議)

第7条 本会に総会及び幹事会を置く。

(総会)

第8条 総会は、町内会の総会構成員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

4 総会は次の事項を審議する。

(1) 規約の改正に関すること。

(2) 事業計画に関すること。

(3) 防災計画の作成及び改正に関すること。

(4) その他、総会が特に必要と認めたこと。

5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第9条 幹事会は、会長、副会長、防災委員及び班長をもって構成する。

2 幹事会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

3 幹事会は、次の事項を審議する。

(1) 総会に提出すべきこと。

(2) 総会で委任されたこと。

(3) その他幹事会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第10条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成し、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 地震等の災害発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、出火防止、初期消火、救出、救護、給食・給水、災害弱者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関すること。
- (5) 防災訓練の実施に関すること。
- (6) その他必要なこと。

(経費)

第 11 条 本会の運営に必要な経費は、町内会の予算に定める。

(雑則)

第 12 条 この規約に定めない事項で、本会の運営に必要な事項は、会長が幹事会に諮り定める。

付 則

この規約は、○年○月○日から施行する。

指導要綱

自主防災組織台帳

町内会名	
名称	
結成年月日	年 月 日
隊員総数	

隊長名	任期（年月日まで）	住 所	電話番号
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

表彰関係

受彰者	内 容	受彰年月日

自主防災組織・組織台帳(設備・備品)

購入年度	購入設備・備品	数量	備考
年			
度			
年			
度			
年			
度			
年			
度			
年			
度			
年			
度			
年			
度			
年			
度			

草津市や消防署では自主防災に関するご相談を受け付けています。
どんなことでも結構ですので、お気軽にお問い合わせください。

- 自主防災組織の結成や運営に関すること、防災マップ、防災ハンドブック、災害要援護者支援制度など自主防災に関することはなんでも・・・

草津市役所 総合政策部危機管理課まで

TEL 077-561-2325

- 防火・防災訓練の指導や火災予防、防火設備の取扱いなど、特に訓練指導について・・・

湖南広域消防局

西消防署 077-568-0119

南消防署 077-564-4951